

三環第329号  
令和5年3月16日

各 区 長 様

三木市市民生活部  
環境課長 廣岡 喜人

ごみステーションで使用する防鳥ネットへの助成要件の変更に  
伴う様式等の送付並びに関係者への周知について（依頼）

早春の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみステーションに防鳥ネットを設置した者に対して、防鳥ネットの購入費用の一部を助成しているところです。この度、助成制度を見直し、「防鳥ネット1枚ごとに助成」していたところを「ごみステーション1か所に助成」に変更するとともに、申請書の様式を変更しました。

つきましては、別紙のとおり様式等を送付いたしますので、防鳥ネットの助成申請時にご使用くださいますようお願いいたします。

また、衛生常務委員等の関係者へ、この旨お伝えいただきますようお願いいたします。

#### 《添付書類》

- 1 要綱・様式の変更について
- 2 市防鳥ネット購入助成金交付要綱
- 3 三木市防鳥ネット購入助成金交付申請書及び記入例
- 4 三木市防鳥ネット購入助成金交付請求書及び記入例

#### 【問合せ先】

三木市清掃センター〔担当：橘田〕  
電話：0794-83-2608  
FAX：0794-83-2695

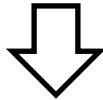
## 要綱・様式の変更について

三木市防鳥ネット購入助成金申請の要綱・様式を変更しています。

改  
正  
点

### 【旧要綱】

- ・ 防鳥ネット1枚につき、上限9,000円



### 【新要綱】

- ・ ごみステーション1か所につき、上限9,000円

### ○申請書等の様式の記入について

要綱の変更に伴い、申請書等の様式も変更になりました。  
つきましては、新様式の申請書類での提出をお願いいたします。

※ 様式は、市ホームページの2箇所からダウンロードできます。

- ①トップページ > 市からのお知らせ・自治会関連情報  
> 【令和5年3月分】自治会宛回覧・配布物情報
- ②トップページ > 組織でさがす > 市民生活部・環境課  
> 三木市清掃センター > 防鳥ネット購入助成金

### ○申請時の提出書類について

- (1) 三木市防鳥ネット購入助成金交付申請書 様式第1号(第6条関係)
- (2) 三木市防鳥ネット購入助成金交付請求書 様式第4号(第8条関係)
- (3) 領収書の写し
- (4) 金融機関通帳の写し(自治会名、口座番号がわかるもの)

※別添の申請書等の記入例を参考にご記入をお願いいたします。

※ 問合せ先

三木市清掃センター

電話 83-2608

FAX 83-2695

## 三木市防鳥ネット購入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内のごみステーションに防鳥ネットを設置する者に対して、防鳥ネットの購入費用の一部を助成することにより、ごみステーションの適正管理及び清潔保持並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において防鳥ネットとは、鳥獣による家庭ごみの散乱を防止できる構造及び材質を備え、網目が20ミリメートル以下のものをいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成金を申請する年度において、防鳥ネットを購入して設置する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ごみステーションを管理する区長又は自治会長
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がごみステーションの管理者として特に認めた者

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、防鳥ネットの購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、助成対象経費に国、県その他の団体から助成金等の交付を受けている場合は、当該助成金等の額を控除した額を助成対象経費とする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、ごみステーション1か所につき9千円を限度とし、助成対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

### (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三木市防鳥ネット購入助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付することと決定した者に対しては、

三木市防鳥ネット購入助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定した者に対しては、三木市防鳥ネット購入助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定にあたり、これに必要な条件を付することができる。

（助成金の請求等）

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、速やかに三木市防鳥ネット購入助成金交付請求書（様式第4号）に、防鳥ネットの購入に係る領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を支給するものとする。

（報告）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定により助成金の交付を受けた者に対し、防鳥ネットの使用状況について報告するよう求めることができる。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 防鳥ネットを本来の目的以外の用途に使用したとき。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第12条 交付対象者は、前条第2項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付対象者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数

に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 三木市防鳥ネット（ごみステーション）補助金交付要綱（平成10年4月1日制定）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、旧要綱の規定により、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに補助金の申請を行った者については、旧要綱の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

三木市長 様

自治会名

役 職 区長・衛生常務委員・その他（ ）

住 所

氏 名

連 絡 先

三木市防鳥ネット購入助成金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり三木市防鳥ネット購入助成金の交付を受けたいので、三木市防鳥ネット購入助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 助成対象防鳥ネット

ごみステーション番号	防鳥ネット規格			購入金額（円）
—	縦	m × 横	m、網目 mm	
—	縦	m × 横	m、網目 mm	
—	縦	m × 横	m、網目 mm	
—	縦	m × 横	m、網目 mm	
—	縦	m × 横	m、網目 mm	

3 購入予定の販売店 \_\_\_\_\_

（備考） 助成金額は、購入価格（消費税等を除く。）の2分の1に相当する額（ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、ごみステーション1か所につき9千円を限度とする。

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

三木市長 様

自治会名

役 職 区長・衛生常務委員・その他（ ）

住 所

氏 名 (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

連 絡 先

三木市防鳥ネット購入助成金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった三木市防鳥ネット購入助成金について、三木市防鳥ネット購入助成金交付要綱第8条の規定により請求します。

なお、請求者と口座名義人が異なるときは、三木市防鳥ネット購入助成金の受領を口座名義人に委任します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3 添付書類

- (1) 領収書の写し（販売店の名称・所在地、購入年月日、商品名が記載されているもの。）
- (2) 通帳の写し等（口座名義及び口座番号がわかる箇所）

## 裏面

ごみステーション番号	防鳥ネット規格	購入金額 (円)
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	

購入先販売名

---



記入例

様式第1号（第6条関係）

日付については、書類が揃ってから  
の申請になるので空白をお願いします。

令和 年 月 日

三木市長 様

自治会名 ○○自治会

役 職 (区長)・衛生常務委員・その他 ( )

住 所 三木市○○町△△1199

氏 名 清掃 太郎 (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

連 絡 先 83-○○○○ (携帯番号でも可)

三木市防鳥ネット購入助成金交付申請書

令和5年度において、下記のとおり三木市防鳥ネット購入助成金の交付を受けたいので、三木市防鳥ネット購入助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

金額については、計算間違いの可能性があるので空白をお願いします。

1 交付申請額 金 ○○○○ 円

2 助成対象防鳥ネット

ごみステーション番号	防鳥ネット規格	購入金額 (円)
○○○—○○	縦 ○m ×横 ○m、網目○○mm	○
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	
—	縦 m ×横 m、網目 mm	

3 購入予定の販売店 ○○○○

(備考) 助成金額は、購入価格(消費税等を除く。)の2分の1に相当する額(ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、ごみステーション1か所につき9千円を限度とする。

記入例

様式第4号（第8条関係）

日付については、書類が揃ってからの申請になるので空白をお願いします。

令和 年 月 日

三木市長 様

自治会名 ○○自治会

役 職 (区長) 衛生常務委員・その他 ( )

住 所 三木市○○町△△1199

氏 名 清掃 太郎 (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

連絡先 83-○○○○ (携帯番号でも可)

三木市防鳥ネット購入助成金交付請求書

令和5年○○月○○日付け三環第○○○号で交付決定があった三木市防鳥ネット購入助成金について、三木市防鳥ネット購入助成金交付要綱第8条の規定により請求します。

なお、請求者と口座名義人が異なるときは、三木市防鳥ネット購入助成金の受領を口座名義人に委任します。

記

1 請求額 金 ○○○○ 円

金額については、計算間違いの可能性があるので空白をお願いします。

2 振込先

金融機関名	△△ (銀行) 金庫 農協	支店名	□□ (本店) (支店) 支所
預金種別	(普通)・当座	口座番号	00112233
フリガナ	○○ジチカイカイケイ セイソウ ジロウ		
口座名義	○○自治会会計 清掃 次郎 口座名 (略さず正確に記載)		

3 添付書類

- (1) 領収書の写し (販売店の名称・所在地、購入年月日、商品名が記載されているもの。)
- (2) 通帳の写し等 (口座名義及び口座番号がわかる箇所)

裏面

ごみステーション番号	防鳥ネット規格			購入金額 (円)
〇〇〇—〇〇	縦	〇m ×横	〇m、網目〇〇mm	〇, 〇〇〇
—	縦	m ×横	m、網目 mm	
—	縦	m ×横	m、網目 mm	
—	縦	m ×横	m、網目 mm	
—	縦	m ×横	m、網目 mm	

購入先販売名

\_\_\_\_\_

こちらの欄については、清掃センターで記入しますので空白出お願いします。